

区の財政状況をお知らせします



区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報しんじゅく」等でお知らせしています。

今回は、27年度上半期(4月～9月)の財政運営状況をお知らせします。
【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・☎(3209)1178へ。

27年度上半期(4月～9月)の財政運営状況

一般会計 (27年9月末現在)

■ 予算の概要

平成27年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算として、それぞれ1,429億1,071万2千円を計上しました。9月末までに4回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ15億5,894万5千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,444億6,965万7千円となっています。

このほか、平成26年度中に事業が終了しなかったため、平成27年度に繰り越した事業費が6億5,203万7千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,451億2,169万4千円です。

■ 収入・支出の状況

収入済額は631億393万6千円で、収入率は43.5%、前年同期の収入率41.6%と比較すると、1.9ポイント上回っています。

支出済額は587億4,666万7千円で、執行率は40.5%、前年同期の執行率40.4%と比較すると、0.1ポイント上回っています。

歳入・歳出予算現額	1,451億2,169万4千円
収入済額 (収入率43.5%)	631億393万6千円
支出済額 (執行率40.5%)	587億4,666万7千円

■ 区民の負担

特別区税の調定額(収入すべき額)を前年同期と比較すると、4億8,497万8千円(1.2%)の増となっています。これは主に、特別区民税が4億5,564万1千円(1.2%)の増となったことによります。

なお、特別区民税の現年課税分(調定額から滞納繰越分を除いたもの)は374億1,870万3千円(前年比2.5%増)で、区民の皆さんの負担は1人当たり11万2,597円、1世帯当たり17万9,269円です。

特別区民税の現年課税分	374億1,870万3千円
総人口	33万2,324人
世帯数	20万8,729世帯
(27年9月末現在)	

■ 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

27年9月末の状況は、発行額386億9,040万円、償還済額194億6,388万4千円、現在高192億2,651万6千円です。

特別会計 (27年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

27年度上半期は、すべての特別会計で1回の補正を行いました。

国民健康保険特別会計では2億1,353万3千円、介護保険特別会計では5億9,407万1千円、後期高齢者医療特別会計では88万4千円を補正額としてそれぞれ減額しました。

9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	427億7,171万4千円
	収入済額 (収入率44.4%)	189億7,434万円
	支出済額 (執行率41.2%)	176億2,801万3千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	227億8,741万1千円
	収入済額 (収入率48.8%)	111億2,809万8千円
	支出済額 (執行率39.2%)	89億3,677万3千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	66億8,662万円
	収入済額 (収入率42.4%)	28億3,729万5千円
	支出済額 (執行率32.7%)	21億8,837万4千円

「新宿区の財政について」冊子にまとめました

● 26年度の財務諸表も掲載しています

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に生かしていただけるよう、冊子を作成しました。従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務諸表も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



地方法人課税の見直し等に関する特別区の主張

● 法人住民税の国税化は地方税の根本原則を歪めます

国は、東京などの都市と地方に税収の格差があることを理由に、平成26年度税制改正で、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税とし、これを地方の自治体間で分配する改正を行いました。消費税率10%になる29年4月には、さらに拡大しようとしています。

法人住民税は、企業等が地域で活動していくため、その地域の自治体に納める税であり、活発な企業活動を支える行政サービスなどの財源として活用すべきもので、国の措置は、明らかに地方自治の本旨に反するものです。

● 税源偏在は地方交付税で調整されるべきです

地方自治体の必要財源は、自治体間での税の調整ではなく、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすべきです。

このことから、新宿区を含む特別区は国に対し、各区議会や都内区市町村、東京都、都議会等と一丸となって、地方自治の根幹を揺るがす税制改正に反論するとともに、国が自らの責任で地方財源を保障すべきことを主張します。

● 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します

今必要なことは、東京を含む全国の各地域が、相互に補完し合い、共に発展していく関係づくりです。特別区は、その連携の機会を作る取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を展開しています。今後も積極的に連携を推進します。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・☎(3209)1178へ。

※詳しくは、▶特別区長会ホームページ「税源偏在是正議論についての特別区の主張(平成27年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)、▶「特別区全国連携プロジェクト」(<http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>)をご覧ください。

申請の期限は2月25日(必着)です

● 臨時福祉給付金

【支給額】1人につき6,000円

● 子育て世帯臨時特例給付金

【支給額】対象児童1人につき3,000円

対象となる方には、申請書を郵送しました。まだ申請していない方は、お早めに申請してください。

申請手続きなどの
お問い合わせは
**新宿区臨時福祉給付金等専用
コールセンター**
☎0120(78)9292(無料)

【開設期間】2月29日(月)まで(土・日曜日、祝日等は休み)

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内しています。

「私は住民税が課税されているか」「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、下記の担当にお問い合わせください。また、特別出張所では、申請書の提出等を臨時福祉給付金等対策室に取り次いでいます。

【給付金事業の担当】区臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階) ☎(5273)4351・☎(5273)4366